

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第90号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和42年岩手県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附行為の認可の申請)</p> <p>第2条 法第30条第1項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、学校法人寄附行為認可申請書<u>(様式第1号)</u>及び寄附行為に、省令第2条第5項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) 施設費及び設備費の財源調書<u>(様式第2号)</u></p> <p>(2) 負債を予定する場合は、法人全体の負債償還計画書<u>(様式第3号)</u></p> <p>(寄附行為の補充の請求)</p> <p>第3条 法第32条第1項の規定による寄附行為の補充についての請求は、寄附行為補充請求書<u>(様式第4号)</u>に、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(寄附行為変更の認可の申請)</p> <p>第4条 法第45条第1項の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、学校法人寄附行為変更認可申請書<u>(様式第5号)</u>に、省令第4条第1項第1号、第5項、第8項、第9項又は第10項に定める書類を添えてしなければならない。この場合における省令第4条第1項第3号の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(寄附行為変更の届出)</p> <p>第4条の2 法第45条第2項の規定による寄附行為の変更についての届出は、学校法人寄附行為変更届<u>(様式第5号の2)</u>に、省令第4条第1項第1号に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。</p> <p>(解散の認可等の申請)</p> <p>第5条 法第50条第2項の規定による学校法人の解散についての認可又は認定の申請は、解散認可申請書<u>(様式第6号)</u>又は解散認定申請書<u>(様式第6号)</u>に、省令第5条第1項第1号から第4号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p>	<p>(寄附行為の認可の申請)</p> <p>第2条 法第30条第1項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、<u>別に定める様式による</u>学校法人寄附行為認可申請書及び寄附行為に、省令第2条第5項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による</u>施設費及び設備費の財源調書</p> <p>(2) 負債を予定する場合は、<u>別に定める様式による</u>法人全体の負債償還計画書</p> <p>(寄附行為の補充の請求)</p> <p>第3条 法第32条第1項の規定による寄附行為の補充についての請求は、<u>別に定める様式による</u>寄附行為補充請求書に、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(寄附行為変更の認可の申請)</p> <p>第4条 法第45条第1項の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、<u>別に定める様式による</u>学校法人寄附行為変更認可申請書に、省令第4条第1項第1号、第5項、第8項、第9項又は第10項に定める書類を添えてしなければならない。この場合における省令第4条第1項第3号の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(寄附行為変更の届出)</p> <p>第4条の2 法第45条第2項の規定による寄附行為の変更についての届出は、<u>別に定める様式による</u>学校法人寄附行為変更届に、省令第4条第1項第1号に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。</p> <p>(解散の認可等の申請)</p> <p>第5条 法第50条第2項の規定による学校法人の解散についての認可又は認定の申請は、<u>別に定める様式による</u>解散認可申請書又は<u>別に定める様式による</u>解散認定申請書に、省令第5条第1項第1号から第4号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p>

(1)・(2) [略]

(解散の届出)

第6条 法第50条第4項の規定による学校法人の解散についての届出は、解散届(様式第7号)によってしなければならない。

(合併の認可の申請)

第7条 法第52条第2項の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、合併認可申請書(様式第8号)に、省令第6条第1項各号(第7号を除く。)に掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の登記事項証明書を添えてしなければならない。

(清算中に就職した清算人の届出)

第8条 法第50条の7の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届(様式第9号)に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

(清算終了の届出)

第9条 法第50条の14の規定による清算人がする清算終了についての届出は、清算終了届(様式第10号)によってしなければならない。

(組織変更の認可の申請)

第11条 法第64条第6項の規定による学校法人又は準学校法人が準学校法人又は学校法人となることについての認可の申請は、組織変更認可申請書(様式第11号)に、省令第2条第1項第5号、同条第2項各号(第2号を除く。)並びに第4条第3項第1号及び第2号又は第9条第1項各号に掲げる書類のほか、第2条各号に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。

(登記の届出)

第13条 政令第1条第1項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令(昭和39年政令第29号)の規定により登記をしたことについての届出は、登記届(様式第14号)によってしなければならない。

(理事又は監事の就任の届出等)

第14条 政令第1条第2項前段の規定による理事又は監事の就任又は退任についての届出は、理事(監事)就任(退任)届(様式第15号)によってしなければならない。

2 政令第1条第2項後段の規定による他の理事が理事長の職務を代理し、若しくは理事長の職務を行うこと又は理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめることについて

(1)・(2) [略]

(解散の届出)

第6条 法第50条第4項の規定による学校法人の解散についての届出は、別に定める様式による解散届によってしなければならない。

(合併の認可の申請)

第7条 法第52条第2項の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、別に定める様式による合併認可申請書に、省令第6条第1項各号(第7号を除く。)に掲げる書類のほか、合併前の各学校法人の登記事項証明書を添えてしなければならない。

(清算中に就職した清算人の届出)

第8条 法第50条の7の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、別に定める様式による清算中に就職した清算人届に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。

(清算終了の届出)

第9条 法第50条の14の規定による清算人がする清算終了についての届出は、別に定める様式による清算終了届によってなければならない。

(組織変更の認可の申請)

第11条 法第64条第6項の規定による学校法人又は準学校法人が準学校法人又は学校法人となることについての認可の申請は、別に定める様式による組織変更認可申請書に、省令第2条第1項第5号、同条第2項各号(第2号を除く。)並びに第4条第3項第1号及び第2号又は第9条第1項各号に掲げる書類のほか、第2条各号に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。

(登記の届出)

第13条 政令第1条第1項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令(昭和39年政令第29号)の規定により登記をしたことについての届出は、別に定める様式による登記届によってなければならない。

(理事又は監事の就任の届出等)

第14条 政令第1条第2項前段の規定による理事又は監事の就任又は退任についての届出は、別に定める様式による理事(監事)就任(退任)届によってなければならない。

2 政令第1条第2項後段の規定による他の理事が理事長の職務を代理し、若しくは理事長の職務を行うこと又は理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめることについて

の届出は、理事長職務代理等開始（終了）届（様式第16号）
によってしなければならない。

の届出は、別に定める様式による理事長職務代理等開始（終
了）届によってしなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第16号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の私立学校法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。